

「個人」から「医療法人」に切り替えるメリット・デメリット

1. メリット

- (1) 診療所の経営収支と医師個人の家計とを明確に分離することができる
 - 診療所経営に対する意識変革
 - 組織としての安定化
 - 従業員の意識も積極的に
- (2) 税務上
 - 所得税の超過累進税率から法人税の2段階比例税率へ
 - 所得分散
 - 院長先生および院長夫人などの家族は「医療法人」から給与を受けることになり、節税効果が期待できる。(各々が給与所得控除を受けられることができる。)
 - 退職金の支払いが可能
 - 院長先生および院長夫人などの家族への支払いも可能
 - 生命保険の保険料の損金算入が可能
- (3) 相続対策が容易
 - 「医療法人」設立時の出資持分の割合を後継者に多く持たせることにより、留保利益の相続回避が可能

2. デメリット

- (1) 付帯業務禁止
 - 業務が制限されますので、多角経営ということを考えた場合、不動産の売買業、飲食店の経営などが不可能になります。
- (2) 税務上
 - 社会保険収入が年5,000万円以下の場合、法人成りによって税負担が増えることもあります。
 - 交際費として損金算入可能な金額に限度が設けられています
 - 10,000万円以下の法人で年600万円
 - 平成15年4月1日以後に開始する事業年度の法人の場合には、交際費の10%相当額が損金に算入されないこととなります。
 - 剰余金の配当禁止のため、留保利益は解散後の残余財産で分配することになる